

令和3年度介護報酬改定におけるQ&A(vol.3)

No.	サービス種別	報酬・基準	区 分	質問内容	回 答
1	全サービス共通	基準	利用者への説明同意	利用者への説明・同意等に係る見直しにおける「利用者等の署名・押印について、求めないことが可能であること及びその場合の代替手段を明示するとともに、様式例から押印欄を削除する。」とあるが、署名・押印の両方を求めないことが可能なのか？また、代替手段とは具体的に何か？	旭川市作成の介護報酬改定Q&A (vol.1)No.1の回答を参照してください。 なお、利用者からの署名等を求めない場合の代替手段は具体的に示されていません。国から具体的な手段が示された際にホームページでお知らせします。
2	全サービス共通	基準	虐待の防止	(1) 高齢者虐待防止の推進における委員会の開催について、通知には定期的に開催することが必要とあるが、事業として指針に定めた回数（例えば、年に1回以上や4ヶ月に1回以上）で開催される事で問題ないか？ (2) 全てのサービスの運営規程に「虐待防止のための措置に関する事項」を定めるという解釈で問題ないか？また、運営規程に定めた虐待防止のための措置に関する事項（担当者を含む）を重要事項説明書にも記載を行うという事で良いか？	(1) お見込みのとおり。 高齢者虐待防止の推進に事業所として必要と考えられる回数を実施してください。 (2) お見込みのとおり。 担当者は、役職名で良いと考えます。
3	通所介護（第1号通所事業）	報酬	入浴介助加算	通所介護等の入浴介助加算の見直しにおける加算（Ⅱ）について、自宅で入浴できることを目的としているが、そもそも自宅での入浴希望が本人・家族共に全くない場合は、算定対象とならないという解釈でよいのか？	お見込みのとおり。

令和3年度介護報酬改定におけるQ&A(vol.3)

No.	サービス種別	報酬・基準	区分	質問内容	回答
4	通所介護（第1号通所事業）	報酬	入浴介助加算	自宅での入浴を現状では行っていない場合、事業所側から提案し、本人・家族の了承が得られれば（自宅での入浴を希望すれば）、加算対象として良いか？	入浴介助加算（Ⅱ）は、利用者が居宅において、自身で又は家族若しくは居宅で入浴介助を行うことが想定される「家族・訪問介護員等」の介助によって入浴ができるようになることを目的としていることから、本人・家族が居宅での入浴を希望し、加算算定の了解を得られれば算定可能です。
5	通所介護（第1号通所事業）	報酬	入浴介助加算	現状自宅で入浴が出来ている場合、医師等が訪問した評価は“自宅で入浴できる”と判断し、今後も自宅での入浴を継続するという意味で、加算対象として良いか？	「利用者が居宅において、自身で又は家族若しくは居宅で入浴介助を行うことが想定される訪問介護員等の介助によって入浴が <u>できるようになることを目的</u> 」としているため、加算の対象とするのは不適切であると判断します。
6	通所介護（第1号通所事業）	報酬	入浴介助加算	医師等が訪問し評価をする際、評価に必要な項目や基準のようなものはあるのか？なければ事業所独自の内容で、居宅での入浴が可能かを判断する形で良いのか？浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を評価とあるが、評価の頻度はどうなるのか？	具体的な評価に必要な項目や基準な基準等は現時点では示されてはおりません。 「浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を評価」については、加算算定前までに行うことが必要であり、評価の頻度については、利用者の状況に合わせて適切に評価を行うことが必要であると判断されます。
7	通所介護（第1号通所事業）	報酬	入浴介助加算	訪問した医師等が、介護支援専門員・福祉用具専門相談員と連携し、福祉用具の貸与・購入・住宅改修等の浴室の環境整備に係る助言を行うこととあるが、助言を行った結果、福祉用具の貸与・購入・住宅改修等の浴室の環境整備にはつながらなかった場合でも算定は可能か？	「助言を行う」ということであり、助言の結果が算定の要件とはなっていないので、算定は可能であると判断されます。

令和3年度介護報酬改定におけるQ&A(vol.3)

No.	サービス種別	報酬・基準	区 分	質問内容	回 答
8	通所介護（第1号通所事業）	報酬	入浴介助加算	<p>計画書の内容として、載せなければならない事項は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①本人・家族の希望 ②自宅の浴室の環境 ③利用者が居宅で入浴できるかについての評価 ④自宅での入浴が難しい場合の助言の有無、助言の内容 ⑤身体のアセスメントや基礎疾患等の本人の情報 ⑥入浴の頻度 ⑦目標と期間 ⑧介助内容 ⑨目標に対する評価 <p>他に載せなくてはならない項目はあるか？また期間の設定はどの程度が適当か？評価の回数は、何か月に1回等決まっているのか？</p>	<p>計画書については、具体的に項目等については示されてはおりませんが、利用者の身体状況や入浴環境を踏まえ、事業所で項目を定める必要があると判断されます。</p> <p>期間の設定について、現時点では定められたものではありませんが、国の通知に「利用者の居宅を訪問し評価した者との連携の下で、当該利用者の身体状況や訪問により把握した利用者の居宅の浴室の環境等を踏まえた個別の入浴計画を作成する。なお、個別の入浴計画に相当する内容を通所介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって個別の入浴計画の作成に代えることができるものとする。」とあることから、少なくとも通所介護計画に併せて期間の設定を行うことが適当であると考えられます。</p>

令和3年度介護報酬改定におけるQ&A(vol.3)

No.	サービス種別	報酬・基準	区分	質問内容	回答
9	通所介護（第1号通所事業）	報酬	入浴介助加算	<p>①計画書の実施・評価の結果、自宅で入浴できるようになった場合も、継続という意味で算定を継続しても問題ないか？実施・評価の結果、入浴ができるようにならない場合も、出来る事を目指して（家族や本人の希望あり）算定を継続しても問題ないか？</p> <p>②グループハウス等に入居している利用者がある場合、グループハウス等の浴室を自宅の入浴と捉え、算定する事は可能か？</p>	<p>①確認に時間を要しますので、後日回答いたします。</p> <p>②利用者の身体状況や医師等が訪問により把握した利用者宅の浴室の環境を踏まえた個別の入浴計画を作成する必要があるため、有料老人ホーム等の高齢者住宅に入所中の利用者で自室に浴室がない場合は算定できません。</p>
10	通所介護（第1号通所事業）	報酬	入浴介助加算	<p>事業所の中で、（Ⅰ）の利用者と（Ⅱ）の利用者が混在する事は問題ないか？</p>	<p>厚生労働省の資料の「令和3年度介護報酬における改定事項について3（1）⑩」において（Ⅰ）と（Ⅱ）は併算定することが不可となっておりますが、同じ利用者に対して（Ⅰ）及び（Ⅱ）を併算定することが不可であり、利用者ごとに（Ⅰ）及び（Ⅱ）を使い分けて算定することは可能です。</p>
11	通所介護（第1号通所事業）	報酬	入浴介助加算	<p>入浴介助を行った結果、1日の全体のサービス提供内容を記載する記録以外に、入浴加算に対する実施記録のようなものは必要か？</p>	<p>入浴計画に基づき入浴を行った旨の記録は必要です。</p>
12	通所介護（第1号通所事業）	報酬	3%上乗せ	<p>事業継承を行った場合について、旧デイサービスが令和2年5月31日廃止、事業継承を受けた事業所が令和2年6月1日に開設した場合、当事業所は前年同月の比較算定は令和3年6月以降となりますでしょうか。</p>	<p>施設・事業所の職員に変更がないなど、事業所が実質的に継続して運営していると認められる場合は、加算等の実績を引き継ぐことが可能ですので、比較算定についても旧事業所の実績を引き継ぐことが可能です。</p> <p>（参考） 介護保険最新情報vol.862（令和2年8月3日発出）</p>

令和3年度介護報酬改定におけるQ&A(vol.3)

No.	サービス種別	報酬・基準	区分	質問内容	回答
13	通所介護（第1号通所事業）	報酬	個別機能訓練加算（Ⅰ）イ・ロの取扱いについて	<p>基本的には、厚労省Q & A（Vol.3）の間62で示されたことを踏まえ、</p> <p>①従来の個別機能訓練（Ⅰ）と（Ⅱ）を算定していた事業所で、新加算の内容や要件を踏まえ、変更が不要である場合、現行の計画書で継続することは可能か。</p> <p>内容・要件とは、活動・参加・心身機能が、目標・プログラムに概ね位置付けられている。</p> <p>②従来の個別機能訓練加算（Ⅱ）の趣旨・目標設定においては「活動」「参加」についての文言が主で、「心身機能」に係る文言が入っていないので、新たな計画を作成する必要があるか。</p> <p>プログラム名としては日常生活動作となっても、心身機能にアプローチされる訓練は網羅されていると認識している。</p> <p>③計画を再作成した場合は、同意、交付後からの算定となるのか。または速やかに見直し、4月1日から遡っての算定で差し支えないのか。</p>	<p>①②厚労省Q & A（Vol.3）の間62において、従来の個別機能訓練加算（Ⅰ）や個別機能訓練加算（Ⅱ）と個別機能訓練加算（Ⅰ）イ又はロでは、加算創設の目的が異なることから、個別機能訓練計画の見直しを行う必要があるとされています。</p> <p>なお、従前の個別機能訓練計画が、既に個別機能訓練加算（Ⅰ）1イ又はロの目的を達成するための内容となっている場合はこの限りではありません。</p> <p>③令和3年4月15日までに届出のあったものについては、令和3年4月1日付けでの算定開始が可能ですが、改定後の個別機能訓練加算（Ⅰ）イ又はロを算定するには、少なくともサービス提供前までにはその内容を当該利用者又はその他家族へ説明し、同意を得る必要があります。</p>
14	通所介護（第1号通所事業）	報酬	個別機能訓練加算（Ⅰ）イ及びロ	<p>現在、機能訓練指導員が5名いるうち、常勤専従（32時間以上勤務）のものが育休です。（R4.7.1）</p> <p>常勤換算の計算で週30時間以上の勤務で常勤換算上も1と取り扱うとあり、当事業所の場合、週50時間以上の勤務が組まれています。</p> <p>そこで、育休者が復帰するまでの取扱いで、週でみた時に常勤換算はクリアしていますが、1日でみた時に育休者が復帰するまで1イは満たしていますが、1ロの条件は満たしておりません、その算定の取扱いはどうなりますか？</p>	<p>個別機能訓練加算（Ⅰ）イ及びロの算定については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」第2の通所介護(1)個別機能訓練加算及び令和3年度介護報酬改定に関するQ & A VOL 3等を御確認ください。（特に、問55を参照してください。）</p>

令和3年度介護報酬改定におけるQ & A (vol.3)

No.	サービス種別	報酬・基準	区 分	質問内容	回 答
15	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	報酬	サービス提供体制強化加算	サービス提供体制強化加算の取得にあたって、職員の算定期間は、前年度の4月～2月まででしょうか。	貴見のとおりです。
16	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	報酬	サービス提供体制強化加算	パート職は、常勤換算で良いでしょうか。	事業所における勤務時間が、事業所において定められている常勤の従業員が勤務すべき時間数に達していない場合は、常勤換算方法により計算します。
17	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	報酬	サービス提供体制強化加算	・提出書類は、介護給付費算定に係る体制等に関する届出書の他に根拠を示す書類は必要でしょうか。	届出書関係については、ホームページを確認してください。それ以外の必要な根拠資料については、次のとおりです。 ・算定期間の対象従業員の要件を確認できる書類（資格者証、常勤等勤務状況を確認できるもの、勤続年数を確認できるもの等） ・算定期間の常勤換算職員数を確認できる書類（勤務形態一覧表等）
18	居宅介護支援	基準	内容及び手続きの説明及び同意	運営基準の改正で利用申込者又はその家族への説明に追加されたうち、「前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合（上位3位まで）等」については、事業所名を实名で明示しなければならないでしょうか。	当該説明内容については、「基準第1条の2の基本方針に基づき、指定居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の事業所等に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならないことを踏まえ」たものであり、この趣旨からも事業所名を明示してその割合を説明する必要があります。 なお、具体的な説明方法については、介護保険最新情報Vol.952「令和3年度介護報酬改定に関するQ & A (Vol.3) (令和3年3月26日)」問111を御参照ください。

令和3年度介護報酬改定におけるQ & A (vol.3)

No.	サービス種別	報酬・基準	区 分	質問内容	回 答
19	居宅介護支援	報酬	逓減制の見直し、 特定事業所加算	<p>報酬改定において、情報通信機器の活用、事務職員の配置により逓減制が緩和された内容となっています。</p> <p>特定事業所加算を算定している事業所においても、指定居宅介護支援の人員配置の利用者35人までという基準に変わりはないでしょうか。</p> <p>その場合、実質的に特定事業所加算と逓減制の緩和は両立しないものでしょうか。</p>	<p>今回の改正において、新区分の居宅介護支援費（Ⅱ）が設けられたことにより、ICTの活用または事務職員の配置を行っている事業所においては、逓減制の緩和が行われたところです。</p> <p>一方で、人員基準においては、従来より「利用者の数が35又はその端数を増すごとに1」の配置が求められているところです。</p> <p>このことから、介護支援専門員1人当たりの利用者が35人を超過している場合は人員基準の違反状態となりますので速やかに改善することが求められますが、この場合の介護報酬の請求に当たっては、報酬に関する基準に基づき利用者の人数に応じた報酬を行ってください。</p> <p>なお、特定事業所加算の算定に当たっては、「原則として事業所単位で平均して介護支援専門員1人当たり40名未満（居宅介護支援費（Ⅱ）を算定している場合は45名未満であれば差し支えないこととする」とされています。</p>
20	居宅介護支援	報酬	特定事業所加算Ⅱ	<p>特定事業所加算Ⅱの算定要件が変更され、当事業所は変更箇所も満たしていると確認をしている。その為、特定事業所加算Ⅱの算定を継続するが、算定要件が変更になったことで、変更に伴う届け出は必要か。</p>	<p>必要ありません。</p> <p>詳細については、指導監査課のホームページの「体制等届出様式について（居宅介護支援、地域密着型サービス）令和3年度」に掲載している、「令和3年度介護給付費算定の届出等に係わる留意事項について（指導監査課）」、「介護給付費算定の届出等に係わる留意事項について【事業所向け留意事項】及び「既存のサービス事業所の届出留意事項（別紙）」を参照してください。</p>

令和3年度介護報酬改定におけるQ & A (vol.3)

No.	サービス種別	報酬・基準	区分	質問内容	回答
21	居宅介護支援	報酬	情報通信機器等の活用等の体制	情報通信機器等の活用等の体制については、『なし』となるが、その場合は、届け出は必要ないと認識しているが、届け出は必要か。	必要ありません。 詳細については、指導監査課のホームページの「体制等届出様式について（居宅介護支援、地域密着型サービス）令和3年度」に掲載している、「令和3年度介護給付費算定の届出等に係わる留意事項について（指導監査課）」、「介護給付費算定の届出等に係わる留意事項について【事業所向け留意事項】及び「既存のサービス事業所の届出留意事項（別紙）」を参照してください。
22	居宅介護支援	報酬	通院時情報連携加算	①訪問診療時に同席し、一連の情報連携を行った際の算定は可能ですか。 ②コロナウィルスの感染予防の観点から通院同行ができない場合（病院から控えるように言われた場合等）事前に病院へ書面や電話にて情報連携し、通院後病院から情報等をいただいた場合の算定は可能ですか。	①算定できません。 詳細は、厚生労働省告示第73号（令和3年3月15日）第2条居宅介護支援費のトにおいて「利用者が病院または診療所において医師の診察を受けるときに介護支援専門員が同席し～」とされていますので、参照してください。 ②上記と同様に算定できません。
23	居宅介護支援	報酬	3%加算及び規模区分の特例	厚労省Q & A (Vol.1) の問13に記されている内容で、居宅介護支援事業側の利用者又はその他家族への説明・同意の取扱いは利用票を用いて対応することは可能か。 現行の「サービス利用票」の取扱いについて、内容に利用者の同意・確認を得られたら「同意署名欄」に署名又は捺印してもらい、1部を利用者に交付し、1部を控えとして保管するため。	介護支援専門員が、居宅サービス計画の原案の内容（サービス内容／サービス単位・金額等）について、利用者又はその家族にあらかじめ説明し同意を得るものであれば、その際に使用する書類について定めはありません。

令和3年度介護報酬改定におけるQ&A(vol.3)

No.	サービス種別	報酬・基準	区 分	質問内容	回 答
24	介護予防支援	報酬	委託連携加算	・委託居宅介護支援事業所の変更の場合の算定は可能ですか（当初A事業所に委託し、その際に委託連携加算を算定→その後、変更希望があり、B事業所に委託した場合、B事業所は委託連携加算を算定できますか）。	・算定できません。 当該加算は利用者個々のケアプランにつき、指定介護予防支援を指定居宅介護支援事業所に委託する初回に限り、算定できるものです。事例ではA事業所が既に算定しているため、B事業所は算定できません。
25	(介護予防) 特定施設入居者生活介護	報酬	看取り介護加算	看取り介護加算にて連携する「病院」「診療所」「訪問看護ステーション」は必須要件となっているのでしょうか。これ以外の要件を満たすことにより加算申請する事は出来ないのでしょうか。	看取りに関する指針に盛り込むべき項目として、医師や医療機関との連携体制（夜間及び緊急時の対応を含む）があり、看取り介護加算の申請時には、看取りに関する指針の提出が必要となり、指針に盛り込むべき項目が盛り込まれているかの確認を行います。 指針に上記の連携体制が盛り込まれていなければ、加算申請を受理することができません。（※訪問看護ステーションは医療機関に含みません。）
26	(介護予防) 特定施設入居者生活介護	報酬	A D L 維持等加算	ADL維持加算はアウトカムによる加算だと思うのですが「申出」をし、必要なデータをLIFEにて入力、評価を行っても加算該当する結果が無ければ加算は得られない。そもそも「申出」しなければデータ入力も評価も必要ないが加算申請そのものの必要が無いという認識で間違いないのでしょうか。	お見込みのとおり。
27	(介護予防) 特定施設入居者生活介護	報酬	科学的介護推進体制加算	対象者が入院などにより月初にサービス提供が中止となる場合、データ送信は中止時点による送信となるのか、それとも月末で締めて翌月10日送信で良いのか、送信タイミングを教えてください。サービスが月途中で再開となる場合も教えて欲しいのですが。	LIFEは、厚生労働省へデータの提出が必要になるものであるため、本市では御質問にお答えできません。 LIFEに関する質問については、「CHASEヘルプデスク」にて受け付けていますので、直接確認してください。 【CHASEヘルプデスク 連絡先】 E-mail : chase@toshiba-sol.co.jp